

第3回相馬市復興推進計画地域協議会 会議次第

日 時 平成29年1月16日(月)午後2時00分～
会 場 相馬市役所 1階第1委員会室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 相馬市復興推進計画案について
 - (2) その他
- 5 閉会

相馬市復興推進計画

平成 29 年 月 日
福島県相馬市

1. 計画の区域

相馬市全域

2. 計画の目標

本市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災より死者 458 名、地震・津波による住家被害が全壊 1,097 棟を含む 5,823 棟など人的にも物的にも甚大な被害を受けた。特に地域経済への影響は深刻で、事業所の休止・閉鎖・撤退が相次ぎ、震災以降、製造品出荷額等が 53 億円減少するなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

また、本市のみならず相双地方の物流拠点であった相馬港の施設が津波により甚大な被害を受け、さらに JR 常磐線は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、相馬地方から首都圏へのアクセスが断たれたことで、物流機能が低下し、地域経済に大きな支障が生じている。

このような中、本市では平成 28 年 5 月に改定した「相馬市復興計画 Ver.2.3」において、雇用機会の拡大、市内産業の技術力・開発力の向上、人材育成の推進等を図り、地域経済を活性化させていくことを目的として、「中核工業団地等への企誘誘致」の推進を掲げている。

これを受け、本事業を実施することにより、本市の産業の中核である建築材料、鉱物・金属材料等卸売業を担う対象事業者の設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における中核的産業のひとつである建築材料、鉱物・金属材料等卸売業において、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図るため、立地企業の加工生産ラインの強化に向けた設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社アイ・テック（以下「対象事業者」という。）が、本市原釜において、鉄鋼製品の在庫機能及び建築向け鉄骨部材の加工生産ラインを備えた工場新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

建築材料、鉱物・金属材料等卸売業は、本事業後の従業員数で、卸売業、小売業における上位 5 番目に位置する本市の中核的産業である。また、対象事業者の従業員数は本市の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業の中で 21%を占めており、本市の卸売業、小売業に果たす役割として中核的な位置付けにあるものである。

本事業では、相馬港にて鉄鋼製品の在庫機能及び建築向け鉄骨部材の加工生産ラインを備えた相馬工場を新設する。これにより顧客の納期短縮や物流コスト削減が図られ、加えて本市の震災復興に向けた建材供給に貢献する。また、本工場では、荷捌き、加工、配送業務を担う人材として 30 名の新規雇用を計画している。

以上の雇用効果や経済効果は、目標に掲げた「地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

株式会社静岡銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

建築向け鉄骨部材の加工を行う対象事業者は、事業実施後、本市における建築材料、鋳物・金属材料等卸売業において代表的な事業者となり、その売上高および従業員数は当市に事業所を有する建築材料、鋳物・金属材料等卸売業の事業者の中でもトップクラスを誇るものとなる。

このため、当該計画の実施により、対象事業者が新規立地することによって、建築材料、鋳物・金属材料等卸売業の生産能力が増大し、関連する産業の活性化が図られ、もって地域産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、相馬市、福島県、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社静岡銀行、対象事業者を構成員とする相馬市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。

第3回相馬市復興推進計画地域協議会 会議概要

日 時	平成 29 年 1 月 16 日 (月) 14 : 00 ~
場 所	相馬市役所 1 階 第 1 委員会室
構成員	相馬市 福島県 株式会社アイ・テック 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社静岡銀行

【会議次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 相馬市復興推進計画案について
 - (2) その他
- 6 閉会

【会議録】

次第	発言者	内 容
2 挨拶	企画政策 部長	<p>本市における東日本大震災における復旧・復興の作業もおおむね計画通り進んでおり、また、国・県など関係機関にもご尽力いただき、相馬港の復旧、相馬福島道路の整備など着々と進んでいるところであります。</p> <p>今後、将来の相馬の姿を見据えた復興を進めていく中で、新たな企業の進出については、相馬市の地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図っていくうえで、とても喜ばしく、歓迎いたします。</p> <p>本協議会の開催については、復興特区法において、本協議会の場で、申請する復興推進計画について協議を行わなければならないものと規定されており、復興推進計画の策定主体である相馬市、関係地方公共団体でもある福島県、事業の実施主体、利子補給金の支給を受ける金融機関の皆様にお集まりいただき、策定する復興推進計画について、ご協議いただきたいと思います。</p>
5 議事 (1) 推進 計画	企画政策 部長	<p>それでは、議題の(1)相馬市復興推進計画案について、事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>復興推進計画案についてご説明させていただきます。</p> <p>本市における建築材料、鉱物・金属材料等卸売業の対象事業者が行う鉄鋼製品の在庫機能及び建築向け鉄骨部材の加工生産ラインを備えた工場新設を支援することで、目標に掲げた、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図ることを達成するために計画に位置づけるもので</p>

		す。 以下、相馬市復興推進計画（案）について説明。
	企画政策部長	只今の説明について、皆様からのご意見・ご質問を頂きたいと思いません。
	委員	意見・質問なし
	企画政策部長	「相馬市復興推進計画（案）」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	委員	異議なし
	企画政策部長	ご異議なしと認め、「相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定とさせていただきます。
5 議事 （3）その他	事務局	ただ今承認をいただいた「相馬市復興推進計画」については、所定の手続きを行った上で、復興庁福島復興局へ提出いたします。

相馬市復興推進計画地域協議会名簿

番号	区分	役職	氏名	備考
1	相 馬 市	企画政策部長	宇佐見 清	
2	相 馬 市	産業部長	渡部 卓	
3	福島県相双地方振興局	企画商工部 地域づくり・商工労政課 副主査	田原 康史	
4	株式会社アイ・テック	常務取締役	伏見 好史	
5	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	支社長代理	大塚 隆義	
6	株式会社静岡銀行	理事支店長	篠原 裕和	